

第2回

参加無料

雇用管理責任者講習

10月22日(木)

13:30~16:40 (休憩10分含む)

会場: アイテムえひめ

4F 大会議室

松山市大可賀2丁目1-28

定員
30名

無料①あります

【講師】

- ・ 特定社会保険労務士
- ・ キャリアコンサルタント

山下 哲郎 氏



受講証明書発行!!
テキスト無料進呈!!

【内容】

1. 介護事業所の『職場環境と賃金管理のポイント』

～処遇加算・特定加算の統一計画書の

記載要領と注意点～

2. 職場におけるハラスメント防止対策について

* 就業規則に定める項目とは？

特定加算の
ポイントを詳細
に説明します！

2020年
6月実施

お問い合わせ 公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部

〒790-0001 松山市一番町1丁目14-10 井手ビル4F

TEL 089-921-1461 FAX 089-921-1477

担当: 渡邊・在間

第2回**介護労働者雇用管理責任者講習 《受講申込書》**

(公財)介護労働安定センター愛媛支部

FAX **089-921-1477****10月19日(月)までにFAXにてお申し込みください。(定員になり次第締め切る場合があります。)**

日 時	令和2年10月22日(木) 13:30~16:40(休憩10分含)	
会 場	アイテムえひめ 4F 大会議室 所在地: 松山市大可賀2丁目1番28号	
【駐車場について】無料駐車場は、会場400m北にある『アイテムえひめ臨時駐車場』です。 立体駐車場は有料になりますので、ご注意ください。		
事業所名		
住 所	〒	
電話・FAX	TEL	FAX
①-③の項目に対して、該当する方を○で囲んでください。		
①雇用管理責任者	選任している ・ 選任していない	
(注)雇用管理責任者とは 雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応、その他労働者の雇用管理の改善等に関する 管理業務を担当する人をいいます。事業所ごとに選任し、選任した時はその氏名を事業所内に周知 する必要があります。		
②事業所開設後	3年以内 ・ 3年超	
③職員数	20人以下 ・ 20人超	
受講者名	フリガナ	職 名

《介護労働安定センター賛助会員申込みのご案内》

賛助会員対象コース (有料セミナー)の場合 は、受講料の割引設定 をしておりますので○ 印をご記入ください。	既会員	会員法人名
	非会員	新規に入会を希望する (様々な特典があります) ----- 今回の受講時は入会希望しない

◎ご記入いただいた個人情報は、当センター規定に基づき厳重に管理し、当セミナーの開催に必要な範囲で使用する
ほか、当センターの事業のご案内に使用させていただきます。

センター用整理番号 No _____

介護職員処遇改善加算 および 介護職員等特定処遇改善加算

相談費用
無料



新規取得・ランクアップ個別相談のご案内

- 処遇改善加算の専門家（社会保険労務士など）が、ご都合の良い日時に貴事業所へ直接お伺いし、手続きや書類の書き方等について分かりやすくアドバイスします。
- 加算区分 IV・V 廃止予定、「介護職員等特定処遇加算」新設。

この機会に、区分ランクアップ、特定加算の申請を目指しませんか。

対象事業所（現在の加算区分）	相談回数・時間	相談期間	費用
① 処遇加算 II 以下	原則1回・2時間	令和2年4月7日～ 令和3年2月28日	無料
② 処遇加算 I～III かつ 特定処遇加算 未届け			

相談内容の例

- | | |
|-----------------------------------------------------------|----------------------|
| ① 新しい計画書様式の記載方法及び留意点について | ④ 昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法 |
| ② 算定要件を満たす方法 | ⑤ 特定処遇加算の配分方法について |
| ③ キャリアパスの策定（職位・職責・職務等に応じた経験の積み重ね方、能力を高めていく順序などの設定方法に係る相談） | ⑥ 就業規則・賃金規程の改定 |
| | ⑦ 保管すべき書類と議事録について |
| | ⑧ 各種助成金（厚生労働省）の活用 など |

よくあるご質問例

Q. 職員の中に経験10年の介護福祉士がいないと、特定処遇加算は取れない？

A. 10年の介護福祉士がなくても、従来の処遇改善加算の対象となる介護サービス事業者であれば特定処遇加算の算定は可能です（特定処遇加算の算定要件を満たす必要あり）。

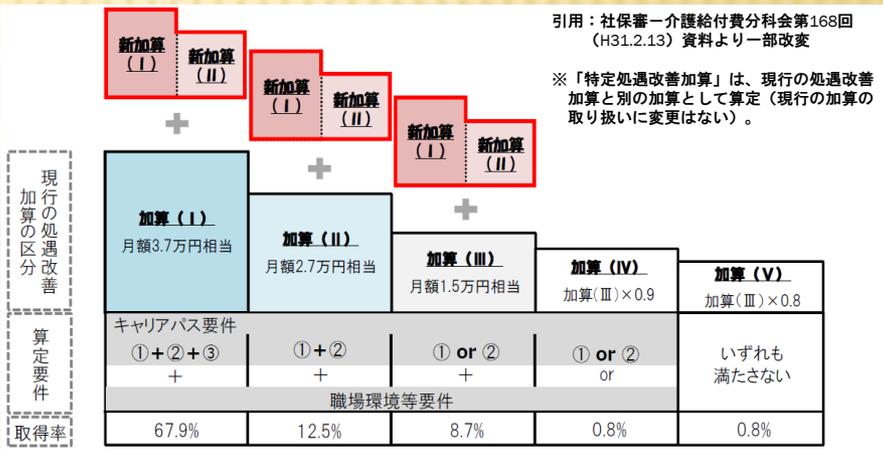
Q. 計画書の締切りに間に合わなかったのが、来年度まで算定できない？

A. 処遇加算及び特定処遇加算は、年度の途中でも算定可能です。その場合提出月の2か月後から算定対象月となります。

Q. 定期に昇給する仕組み（キャリアパス要件III）を導入するのは負担が大きく難しい。

A. キャリアパス要件IIIで求められる昇給の仕組みは、

「経験」「評価」によるものの他、資格等の取得に応じて昇給する仕組みがあり、3つのいずれか、あるいは複数の基準を導入することで要件を満たすことができます（あわせて、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての介護職員に周知することが必要）。



引用：社保審一介護給付費分科会第168回 (H31.2.13) 資料より一部改変

※「特定処遇改善加算」は、現行の処遇改善加算と別の加算として算定（現行の加算の取り扱いに変更はない）。

＜キャリアパス要件＞

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

【問合せ】公益財団法人 介護労働安定センター 愛媛支部

〒790-0001 松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4階
TEL 089-921-1461 FAX 089-921-1477
【担当：木藤 環・渡邊大器】

介護職員処遇改善特別支援事業の概要

1. 事業の目的

介護サービス事業所（加算算定非対象サービスを除く）における介護職員処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の取得に向けた支援を行うとともに、介護職員等特定処遇改善加算についても、加算の取得にかかる支援を行う。

(1) 内 容

- ① 社会保険労務士等による個別訪問相談支援
- ② セミナーの開催（年3回 東・中・南予地区で各1回を予定）

(2) 対象事業所 介護サービス事業所等

※次の加算算定非対象サービス（介護職員が従事しないサービス）を除く

- （介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・
（介護予防）福祉用具貸与・特定・（介護予防）福祉用具販売・
（介護予防）居宅療養管理指導・居宅介護支援・介護予防支援

(3) 個別訪問相談について

原則、専門的な相談員(社会保険労務士等)が対象事業所を直接訪問します。
ご希望の場所にお伺いすることや、介護労働安定センター愛媛支部にて相談会を実施することも可能です。

(4) 相談回数 原則、1事業所1回

(5) 相談時間 1回当たり2時間程度

(6) 費用 無 料

(7) 実施期間 令和2年4月7日～令和3年2月28日

(8) 相談内容

- ① 新しい計画書様式の記載方法及び留意点について
- ② 算定要件を満たす方法
- ③ キャリアパスの策定（職位・職責・職務等に応じた経験の積み重ね方、能力を高めていく順序などの設定方法に係る相談）
- ④ 昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法
- ⑤ 特定処遇加算の配分方法について
- ⑥ 就業規則・賃金規程の改定
- ⑦ 保管すべき書類と議事録について
- ⑧ 各種助成金（厚生労働省）の活用
- ⑨ その他

2. 受託先 公益財団法人介護労働安定センター 愛媛支部

【問い合わせ先】公益財団法人 介護労働安定センター 愛媛支部

〒790-0001 松山市一番町1丁目14番10号 井手ビル4F

TEL 089-921-1461 FAX 089-921-1477

【担 当】 木藤 環 ・ 渡邊 大器

FAX 089-921-1477

(公財)介護労働安定センター 愛媛支部

個別訪問相談支援 申込書(無料)

※必ず両方に○を記入してください。	現在の 処遇加算区分	I , II , III , IV , V , なし		
	現在の 特定処遇加算区分	特定処遇加算 I , 特定処遇加算 II , なし		
事業所名				
代表者名				
所在地		〒		
電話番号				
FAX番号				
相談者氏名			役職	

▼具体的な相談内容(該当する番号に○・複数可)

①新しい計画書様式の記載方法及び留意点について
②算定要件を満たす方法
③キャリアパスの策定
④昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法
⑤特定処遇加算の配分方法について
⑥就業規則・賃金規程の改定
⑦保管すべき書類と議事録について
⑧各種助成金(厚生労働省)の活用
⑨その他()

▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
第2希望	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分